

臨床研究に関する情報公開

医療法人健眠会 スリープ呼吸器内科クリニックでは、福島県医師会臨床研究倫理審査委員会の承認を得て、下記の臨床研究を実施します。関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月 医療法人健眠会 スリープ呼吸器内科クリニック

院長 佐藤 俊

【研究課題名】 COVID-19 感染後に持続する咳嗽の研究

【研究期間】 倫理審査委員会承認日:令和 6 年 6 月 24 日～令和 7 年 6 月 30 日

【情報利用開始日】 令和 6 年 7 月 8 日

【研究の意義・目的】

本邦では令和5年4月までに 3000 万人以上(国内人口の 24%以上)が COVID-19 と診断され、感染と関連する死亡は 7 万人を超えています。また、罹患後後遺症を訴える症例も多く、特に感染後 3～6 カ月で感染者の 15%、6～9 か月で 12%が咳嗽の症状が持続していると報告されています。しかしながら咳嗽の臨床的な特徴や病態については依然不明な点が多く、今回 COVID-19 流行に際し感染後に咳嗽症状のために当院を受診した患者さんを対象とし、当院での診療情報を利用し咳嗽の臨床的特徴を解析しその病態を解明することが本研究の目的です。

【研究の方法】

・研究対象者と調査項目

研究の対象となる方は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日の期間に COVID-19 後からの咳嗽症状を主訴に当院を受診された方です。研究対象者について臨床情報を電子カルテより取得します。データとして利用する患者さんの情報は以下の通りです。年齢、性別、身長、体重、生活歴(喫煙歴、飲酒歴、職歴、粉塵吸入歴、薬剤アレルギー、食物アレルギー等)、既往歴、COVID-19 診断日、咳嗽症状についての情報(発症日、持続期間、症状の強い時間帯)、咳嗽以外の症状の有無、施行された検査結果(胸部レントゲン、呼気一酸化窒素(NO)検査、肺機能検査)、前治療の有無と内容、治療内容。

・評価項目

臨床情報よりCOVID-19後の咳嗽の臨床的特徴を解析し、咳嗽発症時期と臨床情報や受診時に測定した検査結果との関連を検討する。

【研究組織、研究機関名】

研究責任者 医療法人健眠会 スリープ呼吸器内科クリニック 院長 佐藤 俊

分担研究者 医療法人健眠会 理事長 大槻 學

【人体から採取された試料等の利用について】 人体から採取する試料等の利用はありません。

【他の機関等への試料等の提供について】 他の機関等へ患者情報を提供しません。

【研究協力の任意性と撤回の自由】

本研究にご協力いただくかどうかは任意です。ご協力いただかないことによる不利益は一切ありません。

【研究者が保有する個人情報について】

研究者が保有する個人情報に関し、ご本人又は代理人の方が開示、訂正、利用停止及び第三者への提供の停止等の請求を行う場合、「福島県個人情報保護条例」に基づく手続が必要となります。なお、開示等を行う場合、請求者には文書等の交付に係る費用(コピー代等)をご負担いただきます。

【本研究に関する問合せ先】

〒960-0102 福島県福島市鎌田町東2-9

医療法人健眠会 スリープ呼吸器内科クリニック 担当 佐藤俊

電話:024-572-7040 Fax:024-572-7044